

会議録

会議の名称	西東京市国際交流組織設立検討懇談会（第10回）
開催日時	平成17年5月18日（水） 午後6時30分から午後8時15分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎1階 102会議室
出席者	木下座長、山辺副座長、島谷委員、富山委員、豊福委員、長谷川委員（斎藤委員、佐々木委員、鈴木委員、楊委員欠席） 【事務局】小関主査、堀主任、平山主事
議題	西東京市の国際交流組織が行うべき事業(案)について 西東京市の国際交流組織のあり方について
会議資料の名称	(1)会議録（第9回） (2)具体的事業内容の分類（案）（鈴木委員） (3)実施案私案（島谷委員）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

○木下座長：

第9回会議録の確認作業をする。

○事務局：

今日までにいただいているご意見等はなかった。

（全員承認）

○木下座長：

本日は、国際交流組織がどのような事業をすべきかを話し合い、そこから組織のあり方に関する検討へと話しをつなげていきたい。

まず、鈴木委員および島谷委員より資料が提出されているので、目を通していただきたい。

○山辺副座長：

島谷委員の案については、準備委員会または組織ができた後に考えるべきことが多いように感じ、鈴木委員の案および視察の際の資料などをもとに、組織のあり方について話し合ってゆくのがよいと思った。

○島谷委員：

前回、大きな理念について委員の共通認識がとれたことで、次に何をすべきかについて、具体的な検討を進めることになると思い、この案を提出した。

さらに、ひとつ提案をさせていただくが、この会は準備委員会と関係していくと思うので、懇談会としてMI SHOP（三鷹国際交流協会）の主催するイベントへ研究のために参加してみてもどうか。

○山辺副座長：

提言には、具体的な細かい事業内容についてまで載せることができないので、具体的なイメージとして捉えればよいのではないか。

また、イベントへの参加は、参加目的や参加して何をするのかが不明確であり、当懇談会のすることではないと思う。この懇談会以降のことは、提言を受けて市が決めることであり、現在は未定である。

○豊福委員：

「多文化共生」という理念を前面に出していくということになったので、例えば、日本人から外国人への支援という一方的な関係ではなく、日本人と外国人との間で双方向での関係を築いてこそ、「多文化共生」の実現に近づくということをしっかり核に据えるべきではないか。「多文化共生」という言葉を使うからには、そのことを意識することが大切だと思う。

また、前回、人権についての発言で私が言いたかったのは、人権を軽んじているのではなく、この懇談会で、そこまで人権について特化する必要はないのではないかとということであった。

市の基本計画がある以上、この懇談会としても、ある程度基本計画に基づく必要があるのではないかと思う。基本計画には国際化に関する部分があり、また人権、男女平等、平和というように、分野が柱のように分かれているが、この懇談会が提言するにあたり、これらの分野についても理念や主旨に盛り込む必要があるのだろうか。

○木下座長：

この懇談会の提言が、市の基本計画と相反するような内容になるということはないだろう。そして、人権、男女平等、平和などについては、それぞれが横の関係で必ず結びつくものである。

○豊福委員：

国際化との関連で考えると、今おっしゃった以外にも教育などを含め、かなり広

い範囲に関連する。あまり守備範囲を広げすぎると、焦点がぼやけてしまうのではないか。

○山辺副座長：

「多文化共生」は、広い範囲で、大きな理念として捉えてよいと思う。焦点がぼやけないようにするためには、事業を行うときに芯がしっかりあればよいのであって、スタートするときの理念で幅を狭めてしまう必要はないと思う。

○木下座長：

具体的事業内容の分類案として、鈴木委員がまとめた資料についてはどうか。

○富山委員：

ここでは、鈴木委員の挙げた事業ひとつひとつを吟味するというよりも、この「国際理解・国際交流事業」「国際協力」「外国人支援（多文化共生に向けて）」という3つの枠組みでよいのかという点を含め、大きなくりについて考えてゆき、具体的な事業については例示とすればよいと思う。

3つの枠組みのうちのひとつである「外国人支援（多文化共生に向けて）」については、「多文化共生に向けて」の方がよいと思う。

○山辺副座長：

「外国人支援」をすることが多文化共生につながるので、「多文化共生に向けて」は、むしろ、これら3つの枠組みのさらに上位にあたるのではないか。また、「外国人支援」に分類されている「多文化共生講座」については、「国際理解・国際交流事業」の分類に入るのではないかと思う。

○豊福委員：

「多文化共生」のためにも、外国人のための事業と日本人のための事業との両方を均等に進めたい。

○山辺副座長：

外国人のための事業、日本人のための事業と考えるのではなく、例えば、日本語支援の活動をみると、外国人には日本語を学べるというメリットがあり、日本人には生きがいになったり、自分自身の学習にもなるというメリットがあり、双方にとって学びがある。それが「多文化共生」だと思う。

○豊福委員：

今年の1月に市が開催した大木弁護士の講演会「外国人が日本で抱える法律問題」は、通訳ボランティア、日本語ボランティア、市民、外国人にとって、それぞれ

役に立つものであった。

○木下座長：

対象を外国人と限定するものはあるが、対象を一般とする場合、日本語力で実際は対象が限られることはあるものの、基本的に対象を限定することはない。

○富山委員：

枠組みのひとつとして、相談窓口や情報提供、防災、子育て、日本語学習支援などに関する「外国人支援」は必要だと思う。

○木下座長：

これらは、どれも必要なものである。

「多文化共生に向けて」のもとに「国際理解・国際交流」「国際協力」「外国人支援」「その他達成に必要なもの」という枠組みがあるというイメージでよい。

○豊福委員：

個人的には、「国際協力」というと、拠点は西東京にあるが、対象や活動が海の向こうにあり、地域にいる人が対象ではないというイメージがある。

○木下座長：

確かに同様のイメージがあるが、例えば、震災復興支援への募金やNGOへの協力・支援というレベルでの国際協力の仕方もある。

○山辺副座長：

「国際協力」には、若い人の関心、視野を広げるという面もあると思う。

○富山委員：

我々ができる範囲での、「世界の平和へ寄与」「地球平和への貢献」という目的としても考えることができる。組織が、市民と市民、市民とNGOなどをつなげていくネットワーク機能の中核を担うようになればよいと思う。

○豊福委員：

組織は、コーディネーターとしての役割を果たすべきである。

○木下座長：

ネットワークの中核、コーディネーション機能という組織の役割についての話が出たが、そういう役割を果たす組織は、どんなものがよいか検討したい。

○山辺副座長：

組織として安定したものである必要がある。財政的には、市からの援助が不可欠であり、また、ネットワークができやすい体制であることが必要であると思う。「多

文化共生」ということで、いろいろなグループ、組織が集まれる拠点、情報の拠点としての組織であることが望ましい。

○富山委員：

「国際友好都市締結」または「学校での国際理解」については、市や教育委員会が果たすべき役割ではないか。市と国際交流組織とがそれぞれ果たすべき役割について、触れておく必要があるのではないか。

○豊福委員：

友好都市の「締結」自体は、組織がすることではないが、その前段となる関係作りは、民間レベルの交流から始まるケースが多い。市への働きかけが可能であると思う。

○山辺副座長：

学校教育については、組織が学校に働きかける、または学校からの要請でプログラムへ協力するというような関わりを持つことになるのではないかと思う。

○豊福委員：

行政では、個人と個人とつなぐことができないため、交流の機会があっても継続せず、もったいない。人と人とをつなぐことができる組織が必要だと感じている。また、組織と行政との関わり方、役割については、いろいろなあり方があってよいと思う。

○木下座長：

人、もの、お金、場所の問題などのすべてについても、行政と組織のあいだにおいて、役割分担と協力体制は欠かせない要素である。例えば、行事をするためにも会場が必要であり、行政の取り計らいが必要である。

○山辺副座長：

事務所の場所は、行政で用意していただけたら、一番よいと思う。また、行政の職員が事務局にいてもらえるとよい。

○富山委員：

武蔵野市国際交流協会は市の外郭団体、たちかわ多文化共生センターはNPO法人と組織の性格が異なる。しかし、財源がなくては、やはり事業はできないのではないか。

○山辺副座長：

武蔵野市国際交流協会は、今後NPO法人の認証取得を目指している。

○木下座長：

たちかわ多文化共生センターの場合、行政に頼らず、民間色の強い組織を作っている。

○豊福委員：

阪神では、震災という目をそむけることができない状況によって、そして、立川市では、意識の高い人々が立ち上がり、市の門をたたき形で組織ができた。西東京市は、どうだろうか。

○島谷委員：

ライオンズ・クラブやJCなどを巻き込む必要がある。

○富山委員：

責任、意識が芽生えるということで、堀田力氏は、NPO法人を薦めている。ところで、任意団体の場合、寄付を受けることは可能か。

○事務局：

可能である。

○山辺副座長：

外部の専門家を招いて、組織論の講義をお願いできないか。任意団体、NPO法人、外郭団体など、それぞれのケースにおいて、行政との関わり方や委託の条件、場所の提供、制約などが、どのようになるのか知りたい。

○島谷委員：

特区についても、メリットがあるのかどうか調べてほしい。

○木下座長：

いろいろな可能性、方法について資料を用意していただけたらと思う。

○事務局：

次回までに、資料を用意する。

○木下座長：

それでは、次回の懇談会は、6月15日（水）の午後6時30分からで、事務局に依頼した資料をもとに組織について話し合い、文章化を目指して進めていきたい。本日の懇談会はこれまでとする。